

## 平成 18 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 18 年 6 月 23 日（金）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

### 記

1. 日 時 平成 18 年 6 月 23 日（金） 14:00～15:40
2. 場 所 兵庫県農業共済会館（神戸市中央区）
3. 議事要旨

#### **第 1 号議案：阪神間都市計画道路の変更(3.5.168 号甲子園段上線の変更)**

##### 【議案の説明】

甲子園段上線は、戦災復興の都市計画において、浜甲子園線を起点とし国道 171 号へ至る甲子園樋ノ口線として昭和 21 年に計画決定されたが、その後の市街化の伸展に応じて、昭和 32 年に一里山町まで計画区間が延伸され、名称についても甲子園段上線に変更されている。

昭和 21 年の都市計画決定当時、起点である浜甲子園線から国道 2 号までの区間周辺においては、道路計画とあわせて戦災復興に向けた土地区画整理事業の施行が定められていたが、その後、土地区画整理事業の施行区域が縮小された際に本区間の整備は復興事業から除外され、未整備の状態のまま現在に至っている。

その一方で、本区間周辺では、これまで民間開発等により基盤整備が進められ、住宅地としての道路網整備が行われてきている。

これらの状況を踏まえ、甲子園段上線の浜甲子園線から国道 2 号までの未整備区間について必要性を検証した結果、本区間に求められていた機能は周辺道路で確保されていることから、本区間を廃止することとし、起点を国道 2 号との交差点に変更する。

### [ 概 要 ]

3.5.168 号甲子園段上線 幅員 12m（2 車線） 延長 約 4,530m （起点の変更）

##### 【採決の結果】

**原案どおり可決**

---

#### **第 2 号議案：中播都市計画道路の変更(3.5.204 号本龍野富永線ほか 1 路線の変更)**

##### 【議案の説明】

本龍野富永線は、JR 姫新線本龍野駅前を起点とし、小宅揖西線に至る幹線街路で、たつの市の中心市街地及び駅周辺における安全で円滑な交通処理、良好な都市環境の形成を目的として、昭和 31 年に都市計画決定されている。

このうち、駅西側の駅前広場については、自家用自動車や路線バス、コミュニティバス等の駅前広場利用の増加に伴い、車両が輻輳している状況である。このため、駅周辺における交通の円滑化及び安全性の向上、本龍野駅の交通結節点機能の強化を図るため、駅前広場の面積を約 1,500 m<sup>2</sup>から約 2,400 m<sup>2</sup>に拡大する。これに伴い、起点位置を変更する。

小宅揖西線は、龍野太市線を起点とし、龍野相生線に至る幹線街路である。

このたび、たつの市決定の本龍野末政線の変更にあわせ、円滑な交通処理を図るため、本龍野末政線との交差点部に付加車線を設置するものである。

[ 概 要 ]

- 3.5.204号本龍野富永線 幅員 12m ( 2車線 ) 延長 約 1,300m  
( 起点位置の変更、駅前広場の面積の変更 1,500 m<sup>2</sup> 2,400 m<sup>2</sup> )
- 3.5.208号小宅揖西線 幅員 12m ( 2車線 ) 延長 約 7,630m (一部区域の変更)

【主な意見等】

委員から、たつの市決定の道路の変更について、説明会での住民からの意見、たつの市都市計画審議会での採決の結果について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第3号議案：津名都市計画公園の決定(6.5.1号淡路佐野運動公園の決定)

【議案の説明】

今回、本公園を淡路地域をはじめ、本県におけるスポーツ・レクリエーション需要に対応した運動施設の拠点とするとともに、災害時の避難地及び救援・救護活動の広域的な拠点として明確に位置づける。

[ 概 要 ]

6.5.1号淡路佐野運動公園

種別 運動公園  
位置 淡路市佐野新島  
面積 約 29.5ha

【採決の結果】

原案どおり可決

第4号議案：ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について(西宮市)

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である西宮市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、阪神甲子園駅から南東へ約3kmに位置する鳴尾浜産業団地内にあり、用途地域は準工業地域である。

本施設は、資源のさらなる有効利用を図るために、廃プラスチック類及び木くずの破碎施設を増設するものである。

[ 概 要 ]

位 置 : 西宮市鳴尾浜 2 丁目 17 - 1 他  
面 積 : 約 8,600 m<sup>2</sup>  
処理施設及び処理能力 : 破碎施設  
廃プラスチック類 116.0t / 日  
木くず 128.2t / 日

【採決の結果】  
原案どおり可決

.....  
**第 5 号議案：阪神間都市計画事業西宮北口駅南土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について**

【議案の説明】

当該事業は、西宮市あるいは阪神間の『都市核』にふさわしい計画的な市街地形成に向けて、都市基盤施設の整備を行うとともに、商業・業務・文化施設等の集積と高度化を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、平成 5 年 1 月 25 日に事業計画が決定されたが、地区内で同時施行される予定であった阪急電鉄今津線高架化事業の計画内容が変更されたことから、それに伴い公共施設の整備等に変更が生じるため、事業計画の変更を行うものである。

事業計画を変更するにあたり、西宮市長が平成 18 年 2 月 10 日より同年 2 月 23 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供したところ、2 件の意見書の提出があったため、都市計画審議会に付議するものである。

- 1 事業名称：阪神間都市計画事業西宮北口駅南土地区画整理事業
- 2 施 行 者：西宮市
- 3 面 積：9.2h a
- 4 減 歩 率：24.67%（変更前 25.65%）
- 5 施行期間：平成 4 年度～平成 19 年度
- 6 総事業費：9,954 百万円（変更前 10,120 百万円）
- 7 権利者数：34 名（所有権 30 名、借地権 4 名）
- 8 主な公共施設：

球場前線（幅員 22m）、北口駅前線（幅員 22m）、駅前広場（6,500m<sup>2</sup>）、  
北口線（幅員 23～26m）、津門川左岸線（幅員 15m）、高松公園（1,500m<sup>2</sup>）

- |              |                         |                         |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 9 変更事項：整理後地積 | 変更前                     | 変更後                     |
| 公共用地         | 30,589.67m <sup>2</sup> | 29,776.52m <sup>2</sup> |
| 宅 地          | 61,564.33m <sup>2</sup> | 62,377.48m <sup>2</sup> |

公共施設の主な変更点

区画道路 3 号の一部廃止、区画道路 4 号の一部変更、特殊道路 3 号の新設、1 号緑地の廃止、1 号水路の新設、南東広場の新設（北口線、特殊道路 1 号、特殊道路 3 号を占用）

【主な意見等】

委員から、阪急今津線本線のみの高架化によるメリット、区画道路4号線における車両の駐車・通過状況等について質問があった。

【採決の結果】

意見書採択しないことに決定

第6号議案：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しに関する基本的な考え方について（諮問案件）

【議案の説明】

平成17年4月1日の「市町村の合併の特例等に関する法律」の施行により、兵庫県でも21市70町のうち6市63町が順次合併し、平成18年3月末現在において29市12町となり行政体制が広域化された。

また、近年のモータリゼーションの進展に伴う都市機能の拡散や中心市街地の衰退、人口減少、少子高齢社会等、社会経済情勢等の変化に対応するため、都市の実態を反映した都市構造改革が必要とされている。このような状況の中、都市の秩序ある整備を図るため、改正都市計画法等が平成18年5月31日に公布されたところである。

本諮問は、このような社会情勢の変化を踏まえ、兵庫県における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という）等を下記の視点で見直すため、基本的な考え方について本年度内を目途に答申を得ようとするものである。

この答申をもとに、都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針等を策定し、県下30都市計画区域を再編するとともに、都市計画区域マスタープラン等の見直し作業を進めていくものとする。

視 点

- ・ 市町合併に伴う広域行政による都市づくり
- ・ コンパクトで効率的な都市づくり
- ・ 景観や環境に配慮した都市づくり
- ・ 産業構造の変化に対応した都市づくり 等

答申に盛り込まれたい事項

都市計画区域の再編に関する基本的な考え方  
「都市計画区域マスタープラン」の見直しに関する基本的な考え方  
「都市再開発方針」等の見直しに関する基本的な考え方  
第6回区域区分の見直しに関する基本的な考え方

スケジュール

平成18年	6月	都市計画審議会へ諮問
	10月予定	都市計画審議会 中間報告
平成19年	2月予定	都市計画審議会 答申

【主な意見等】

- ・ 委員から今回の見直しの範囲、内容について質問があった。
- ・ 委員から、専門会議のメンバーに地域代表を入れ、会議を公開し、会議毎に内容を公表

し県民等の意見を反映していくべきではないかとの意見があった。

また、まちづくりという考え方の中に商業調整があるということを踏まえた上で検討していただきたいとの意見があった。

【審議の結果】

都市計画審議会に専門会議を設置し、答申案の検討を行い、専門会議からの報告を求め、審議会において答申をとりまとめることとする。

---

4．お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
都市行政係 078-362-3587

この審議会の会議資料は、兵庫県中央県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、7月下旬頃には同センターにおいて閲覧する予定です。